

令和6年度 静岡市職員（歯科衛生士）採用選考案内

1 選考職種・受験資格・募集人員

職 種	受 験 資 格	採用予定人員
歯科衛生士	次のいずれも満たす人 ①昭和54年4月2日以降に生まれた人 ②歯科衛生士の免許を有する人又は令和6年度に行われる 国家試験で取得見込の人	若干名

ただし、次のうちいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 日本国籍を有しない人で就職を制限されている在留資格の人は採用されません。

2 業務内容、勤務条件等

- (1) 勤務場所 原則として、健康づくり推進課
障害者歯科保健センター又は口腔保健支援センター
(静岡市葵区城東町24番1号) ※敷地内全面禁煙
- (2) 業務内容 (障害者歯科保健センターの場合)
 - ・障害者歯科保健に関する企画調整等
 - ・障害者に対する歯科診療補助、歯科保健指導、その他診療所の運営に関する
こと
 (口腔保健支援センターの場合)
 - ・歯科保健に関する企画調整等
 - ・乳幼児期・学童期・思春期・成人期・高齢期等の歯科口腔保健事業に関する
こと
 (両センター共通)
 - ・災害時における歯科保健対策
 - ・その他、歯科衛生士として行う業務(歯科保健・医療業務、事務等)
- (3) 勤務時間等 (障害者歯科保健センターの場合)
原則として、火曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
(口腔保健支援センターの場合)
原則として、月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- (4) 休日等 (障害者歯科保健センターの場合)
原則として、月曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並び
に12月29日から翌年1月3日までの日
(口腔保健支援センターの場合)
原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並び
に12月29日から翌年1月3日までの日
- (5) 休暇等 年間(4月1日から3月31日までの間)20日の年次有給休暇が付与されます。
この他に疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇
等があります。
- (6) その他 配属先によって、業務内容、勤務場所、勤務時間、休日等が異なる場合があります。

3 申込受付期間及び提出書類

申込受付期間	郵送の場合：令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）必着 下記提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込み」と朱書きして、以下の住所へ、簡易書留で郵送してください。 （〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号 静岡市障害者歯科保健センター） 持参の場合：上記期間の午前8時30分から午後5時15分まで（日・祝日は除きます。） 静岡市障害者歯科保健センター（静岡市葵区城東町24番1号）に直接持参してください。
提出書類	① 採用選考受験申込書（別添） ② 歯科衛生士免許の写し（既取得者のみ） ③ 学会等の認定資格等がある場合は、資格を証する書類の写し

- (注) 1. 採用選考受験申込書は必ず本人が記入してください。
2. 採用選考受験申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。

4 選考科目・日程・会場

(1) 選考科目

選考	科目	内容
第1次選考	書類審査	採用選考受験申込書の各経歴、受験動機についての審査
第2次選考 (第1次選考合格者のみ)	小論文	課題に対する理解力・思考力・文章構成力・表現力等についての筆記試験
	面接試験	主として人物・識見等についての個別面接試験

(2) 選考日程及び会場

選考	日程	会場
第1次選考	令和6年11月8日(金)	—
第2次選考	令和6年11月24日(日)	城東保健福祉エリア（静岡市葵区城東町24番1号） ※場所、集合時刻等の詳細は受験票送付時に指定

※合否結果は、第1次選考は11月中旬、第2次選考は12月中に受験者全員に発送します。

5 採用時期

合格者の採用時期は、令和7年4月1日以降の予定です。

また、合格者のほかに補欠合格者を決定して繰上合格とする場合があります。これに該当することとなった場合には、令和7年1月17日までに通知します。

6 日本国籍を有しない人の職員としての任用について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴わず、かつ公の意思形成に参画しない職に任用されます。

(1) 「公権力の行使」とは

住民の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為。

(2) 「公の意思の形成への参画」とは

地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与すること。（主として決裁権を有する課長級以上の職員が行うものが該当）

7 給与及び手当等

令和5年4月1日現在の初任給（地域手当含む）

	採用時年齢	職務経験年数	初任給
例1	21歳	0年	約20万円
例2	30歳	9年	約25万円
例3	40歳	19年	約33万円

- (注) 1. 採用時の経験年数及び所属の状況等により差が生じる場合があります。また、採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
2. この他に、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等を支給します。

8 問合せ先

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 健康づくり推進課 障害者歯科保健センター

TEL 054-249-3147 FAX 054-209-1063